様式例4-04　宣誓書

宣　　誓　　書

　　私儀、社会福祉法人○○○○会の理事（監事）就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

　１　社会福祉法第44条第一項

　２　破産手続開始の決定（破産法第30条第１項）

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　社会福祉法人○○○○会

　　　　設立代表者　　○○○○　様

　（注意事項）

　１　役員就任時に、身分証明書に代え、この様式により宣誓を行ってください。

　２　宣誓書のあて先は次のとおりです。

　 (1)　法人設立時 理事及び監事とも、設立代表者あて。

　 (2)　上記以外 理事及び監事とも、当該法人の理事長あて。

　３　氏名、押印について

・　自署（署名）の場合は、押印は不要です。

・　記名（ワープロ等）の場合は、押印してください。

　４　参考

* 社会福祉法第44条第一項

　　　　次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。

　　　一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。)

* 破産法第30条第１項

　　　　 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実がある

と認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

　　　一　破産手続の費用の予納がないとき（第23条第１項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁

する場合を除く。）。

ニ　不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき　　　　。